

アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領改訂について 新旧対照表

新	旧	説明・補足
第3条2(1) …および 社会人野球日本選手権 大会	…および日本選手権野球大会	大会名の修正
第3条2(3) …ただし、本ライセンス制度開始時において本号は適用しないものとする。	… <u>ただし、本ライセンス制度開始時において本号は適用しないものとする。</u>	下線による装飾(強調)を削除
第3条3 …都市対抗野球大会 2次 予選	…都市対抗野球大会2予選	脱字の修正
第6条2(1) … 2 か年度を経過した者のうち	…3か年度を経過した者のうち	【重要】 昇級までに必要な期間の変更(短縮)
第6条3 … 2 か年度を経過した者のうち	…3か年度を経過した者のうち	【重要】 昇級までに必要な期間の変更(短縮)
附則2(3) …審判員組織は、 ライセンスを付記した 名簿を作成し	…審判員組織は、名簿を作成し	実態に即して説明を補足
附則2(4) …期日までに ライセンスを付記した 名簿を提出できない場合…	…期日までに名簿を提出できない場合…	実態に即して説明を補足
附則2(5) …猶予期間後に ライセンスを付記した 名簿を提出する場合…	…猶予期間後に名簿を提出する場合…	実態に即して説明を補足

<p>附則 2(6)</p> <p>第5号にかかわらず、全日本野球協会所属団体に加盟するライセンス制度を採用していない都道府県の審判員組織が、令和5年4月1日以降に当該審判員組織全体でライセンスの取得を申請し、アマチュア野球規則委員会がこれを承認すれば、1級から3級までのライセンスを取得することができる。</p> <p>この場合、そのライセンスの付与については、附則4から6の規定に従うものとするが、ライセンス取得の申請時において、1級については第9条第1項に規定する名簿に登録されてから6か年度以上、2級については3か年度以上、それぞれ経過していることを必要とする。</p>		<p>【重要】</p> <p>ライセンス付与をこれまで行っていない都道府県の審判員組織が、ライセンス制度に移行する(1級から3級までの付与を行う)ことを条件付きで認めることを附則に追加。</p>
<p>附則 3</p> <p>…要件は、第4条第2項の規定のとおりとする。</p>	<p>…要件は、第3条第2項の規定のとおりとする。</p>	<p>参照条文番号の修正</p>
<p>附則 4</p> <p>…第4条第3項に該当する者を対象とする。</p>	<p>…第3条第3項に該当する者を対象とする。</p>	<p>参照条文番号の修正</p>
<p>附則 4(1)</p> <p>…社会人野球日本選手権大会、都市対抗野球大会2次予選および社会人野球日本選手権大会代表決定戦に出場した者とする。</p>	<p>…日本選手権野球大会、都市対抗野球大会2次予選および日本選手権野球大会代表決定戦に出場した者とする。</p>	<p>大会名の修正</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和5年10月20日より施行する。</p>		<p>施行日の追記</p>